

# 西尾市難聴高齢者補聴器購入費助成の手引き

## 1 対象となる要件（以下の①～⑧のすべての要件を満たす方）

- ① 市内に住所を有する65歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法に規定する医師に、補聴器の使用が有用であると判断された方
- ④ 労働者災害補償保険法の規定に基づく補聴器の購入助成を受けていない方
- ⑤ 本人及び配偶者の介護保険料の所得段階が第1段階から第7段階までの方
- ⑥ 補聴器使用前後の生活状況等の変化に関するアンケートに回答できる方
- ⑦ 世帯全員が市税及び介護保険料を滞納していない方
- ⑧ 過去にこの制度による助成を受けたことがない方

## 2 助成金額

補聴器の購入費の2分の1（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）  
※本体と付属品を同時に購入した場合は、付属品も助成対象となります。

本人及び配偶者の介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階の方	上限額 30,000円
本人及び配偶者の両方、または、どちらか一方が介護保険料の所得段階が第4段階から第7段階の方	上限額 15,000円

## 3 注意事項

- ① 助成の対象となる補聴器は、管理医療機器の指定を受けている製品で、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で購入した補聴器です。
- ② 以下の費用等は助成対象外です（自己負担となります）。
  - ・ 付属品（電池、充電器及びイヤモールド等）のみの購入費
  - ・ 修理費、メンテナンス費用
  - ・ 送料、診察料、検査料、診断書料等
- ③ 助成決定前に購入した補聴器は助成対象とはなりません。



## 4 受付窓口

西尾市役所長寿課 高齢者福祉担当 0563-65-2121

手続きは裏面をご覧ください

# 申請から助成までの流れ(購入後の申請は対象外)

## 1 長寿課窓口で相談・申請書等を取得する

- 市役所の長寿課で対象者の要件などを確認する。
- 「申請書」と「医師の意見書」の様式を入手する。

## 2 医療機関を受診する

- 「医師の意見書」の様式を持って、医療機関を受診し、検査を受ける。
- 補聴器が必要と認められた場合は、医師に「医師の意見書」を記入してもらう。

※ 意見書の記入は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師に限ります。(4ページ参照)

※ 受診費用、意見書作成料は全額自己負担です。

※ 受診した結果、助成の対象とならない場合があります。

## 3 補聴器販売店で補聴器購入相談・見積書を取得する

- 補聴器販売店で相談、補聴器の調整や試聴を行い、購入する補聴器の見積書を作成してもらう。

※ 管理医療機器の指定を受けている製品で、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店に限ります。(4ページ参照)

※ この時点では、まだ補聴器は購入しません。

## 4 必要書類を長寿課へ提出する

- 購入することが決まったら、次の書類を市役所長寿課に提出または郵送する。

《提出物》 ① 申請書

② 医師の意見書(作成後、3か月以内のもの)

③ 補聴器販売店が作成した見積書及び内訳書

(見積書の宛名は対象者名としてください。)



## 5 長寿課から通知書が届く（概ね2週間後）

- 長寿課で提出された書類を確認し、申請者に下記の書類を送付します。
  - ・助成を受けられる場合……「決定通知書」、「請求書」⇒6にすすむ
  - ・助成を受けられない場合…「却下通知書」⇒申請の手続きはできません

※「決定通知書」が届くまでは、補聴器は購入しません。



## 6 補聴器購入後、請求書を長寿課へ提出する

- 「決定通知書」と「請求書」の様式が届いた後、見積書を作成してもらった補聴器販売店に行き、補聴器を購入する。

《持ち物》① 決定通知書  
② 補聴器購入費用

- 購入後、次の書類を市役所 長寿課 に提出 または 郵送する。

※ 購入してからおおむね1か月以内に提出

《提出物》① 請求書  
② 補聴器の領収書またはその写し

※申請日の属する年度を超えた請求書は無効となります。



## 7 助成金を受け取る

- 市役所 長寿課から振込先口座に助成金が振り込まれます。

※請求書受付日から概ね2～3週間後に振り込まれます。

＜郵送先＞ 〒445-8501 住所不要 西尾市役所 長寿課 高齢者福祉担当 宛て

### 【注意事項】

- 決定通知書が届く前に購入した補聴器は、助成対象外です。
- 受診費用、文書料、送料など購入に係る費用及び書類提出の郵便費用は全額自己負担となります。
- 転入等により、西尾市で市税等の課税状況が確認できない場合は、前住所地で発行された完納証明書の提出を依頼する場合があります。
- 補聴器使用前後の生活状況等の変化に関するアンケートの提出をお願いします。

## 医師意見書の作成が可能な市内の医療機関

当事業の申請のために受診する場合、次の医療機関で医師意見書の発行を受けることができます。

※事前に予約が必要な場合があります。

※意見書作成料とは別に受診検査費用がかかります。

令和7年8月1日現在

医療機関名	電話番号	住 所
浅岡耳鼻咽喉科	0563-56-0001	西尾市今川町下落 16-1
西尾市民病院	0563-56-3171	西尾市熊味町上泡原 6 番地
清耳鼻咽喉科	0563-65-5540	西尾市新渡場町大西 9-1
三村医院	0563-56-0220	西尾市住吉町 3 丁目 12 番地 1 号
加藤耳鼻咽喉科医院	0563-56-3309	西尾市矢曾根町赤地 70

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する指定医であれば、上表の掲載の有無や市内外に関わらず受診可能です。

## 認定補聴器技能者が在籍する市内の販売店

事前に予約の連絡をお願いします。

令和8年2月20日現在

店舗名	電話番号	住 所
株式会社キクチメガネ西尾店	0563-57-0838	西尾市高畠町 4-28-1 渡辺ビル 1 階
株式会社アンプリライブ 桜山補聴器センター西尾店	0563-65-4133	西尾市寄住町洲田 30 番地
理研産業株式会社 理研産業補聴器センター西尾店	0563-57-0011	西尾市丁田町五助 46-1

※ 認定補聴器技能者が在籍する販売店であれば、上表の掲載の有無や市内外に関わらず助成対象です。

対象販売店については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでご確認ください。

下記 URL で検索できます。

[https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech\\_search\\_prefecture.php?p=23](https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech_search_prefecture.php?p=23)

# 高齢者のための 「聞こえのセルフチェック」?



「聞こえ」について意識したことはありますか

聴力は年齢とともに衰え、65歳を過ぎるころから、症状を自覚する方が増える傾向にあります。ただし、ゆっくりと進行するため、自分では難聴である自覚がない方もいます。聴力の低下は認知症発症の危険因子の一つとも言われているため、早めに発見し、聞こえを改善することが大切です。

まずは、自分の聞こえの状況をチェックしてみましょう

- 会話をしているときに聞き返す。
- 後ろから呼びかけられると気づかないことがある。
- 聞き間違えが多い。
- 話し声が大きいと言われる。
- 見えないところからの車の接近に気づかない。
- 電子レンジの「チン」という音やドアのチャイムの音が聞こえにくい。
- 耳鳴りがある。

0個	現在の聞こえに問題はなさそうです。 少しでも聞こえに不調がある場合には、聴力診断を受けてみましょう。
1～2個	実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。
3～4個	耳鼻咽喉科で相談してみましょう。
5個以上	早めに耳鼻咽喉科を受診することをおすすめします。

※一般社団法人日本補聴器販売店協会HPより改変

聞こえにくいまましていると…

- 家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなる
- 人と話すことがおっくうになり社会との関わりが減ったりすることも
- テレビや映画の音が聞き取りにくくなる
- 車の音などに気づかず、外出時に危険になる
- 自信がなくなる
- 認知症発症のリスクが大きくなる

